

児童福祉施設（幼保連携型認定こども園）の整備計画（修正版）について

1. 整備概要

No	区 分		内 容
1	意見聴取の内容		岩戸幼稚園が幼保連携型認定こども園へ移行するにあたっての整備計画について（整備期間は平成 31～32 年度の 2 ヶ年）
2	施設の名 称		（仮称）幼保連携型認定こども園 岩戸幼稚園
3	所 在 地		横須賀市岩戸 3-37-5
4	設 置 者		学校法人横須賀山崎学園 理事長 山崎 美香
5	開 設 予 定 日		平成 33 年 4 月 1 日
6	整備及び運営形態の概要		<p>①既存園舎は本館、西館、新館の 3 棟あるが、そのうち、本館、西館の 2 棟は昭和 50 年代に建築され老朽化が進んでおり、また調理室もないこと等から全面建替えすることとした。</p> <p>②隣接の運動場に仮設園舎を建築し、新館、西館を解体した後、その跡地に新園舎を建築する。</p> <p>③新園舎の工事期間中は仮設園舎及び本館で運営し、新園舎完成後に、仮設園舎及び本館を解体し、平成 33 年 4 月から幼保連携型認定こども園として開園する。</p>
7	工事予定期間（工事工程）		<p>①仮設園舎工事 : 平成 31 年 8 月（約 1 ヶ月）</p> <p>②既存園舎（新館、西館）解体工事 : 平成 31 年 8 月（約 1 ヶ月）</p> <p>③新園舎本体工事 : 平成 31 年 9 月～平成 32 年 3 月</p> <p>④新園舎仮使用期間 : 平成 32 年 4 月～ 8 月</p> <p>⑤仮設園舎解体工事 : 平成 32 年 4 月（約 1 ヶ月）</p> <p>⑥既存園舎（本館）解体工事 : 平成 32 年 5 月～ 6 月</p> <p>⑦園庭整備工事 : 平成 32 年 7 月～ 8 月</p> <p>⑧新園舎使用開始 : 平成 32 年 9 月～</p>
8	施設の概要	敷地面積	4744.69 m ²
		建築面積	1263.47 m ²
		延べ床面積	2023.75 m ²
		構造・階数	鉄骨造 2 階建て
9	平成 33 年度の定員		<p>282 270 人 【現在の認可定員 210 人】</p> <p>（参考）平成 31 年度の実利用児童数</p> <p style="text-align: center;">3 才 88 人、4 才 84 人、5 才 79 人の合計 251 人</p>
10	平成 33 年度の子どもの内訳		<p>【1号 204 192 人】 3 才 56 人、満 3 才児 18 人、4 才 65 59 人、5 才 65 59 人</p> <p>【2号 48 人】 3 才 16 人、4 才 16 人、5 才 16 人</p> <p>【3号 30 人】 0 才 2 人、1 才 13 人、2 才 15 人</p>

11	平成33年度の職員	【配置基準上、保育教諭は常勤換算で24 20人以上】 園長1人、副園長1人、主幹保育教諭1人、指導保育教諭4人、 保育教諭15人、学校医1人、学校歯科医1人、学校薬剤師1人、事務員2人、 用務員6人【合計33人】 ※保育教諭等は常勤換算後の人数 なお、調理は業者委託予定
12	設備等	乳児室2、保育室13、遊戯室1、職員室兼保健室1、調理室1、会議室1、 便所（園児用6・職員用4）、調乳室1、沐浴室1、子育て支援相談室1、 園庭（2038.88㎡）、プール1、学童保育室1、駐車場11台 等
13	施設整備費	【総事業費】約833,120,000円（税込） （内 訳） ・主体工事 約746,790,000円 ・設計・監理料 約38,880,000円 ・設備備品費 約10,000,000円 ・仮設工事費 約22,000,000円 ・解体工事費 約13,200,000円 ・その他 約2,250,000円 【補助予定額】約474,065,000円 （内 訳） 国補助金：約352,667,000円 市補助金：約121,398,000円 【自己資金】約359,055,000円（福祉医療機構からの借入予定あり）
14	資産の状況	総資産額約4億3070万円（平成30年3月31日現在）
15	その他	施設整備に係る庁内関係各課との協議における課題等は特になし

設置者や現在運営している施設等の沿革	
(昭和50.11)	学校法人横須賀山崎学園認可
(昭和51.4)	本館竣工
(昭和53.4)	西館増築
(平成18.4)	新館増築
(平成20~25)	園庭大規模改修

2. 整備に係る補助について

(1) 目的

教育・保育の充実や待機児童の解消を図るため、既存の認定こども園の充実や新たに認定こども園への移行を希望する幼稚園、保育所を支援するもの。

(2) 対象者

市内の認定こども園に移行する幼稚園、保育所又は認定こども園の施設を整備する学校法人又は社会福祉法人。

(3) 対象事業

国の保育所等整備交付金交付要綱及び認定こども園施設整備交付金交付要綱に規定する幼稚園、保育所、認定こども園に関する施設整備事業。

(4) 補助額

本市が対象経費の実支出額の合計額と補助基準額を比較していずれか少ない方の額の4分の3を限度とした額を補助する。